

説明書

業務名『平成27年度交通運輸技術開発推進制度における「離島の交通支援のためのシームレス小型船システムの開発」』の企画競争への参加を希望する企業等は、下記の事項に従って提案書を作成の上、提出してください。

記

1. 業務名 平成27年度交通運輸技術開発推進制度における「離島の交通支援のためのシームレス小型船システムの開発」

2. 提案者に求める企画競争参加資格

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。また本業務については、複数者による共同提案も可とする。その際には、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本企画競争に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本企画競争に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成する全ての者が、以下の全ての要件に適合している必要がある。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等（関東・甲信越）」の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 企画競争実施機関名

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

国土交通省総合政策局技術政策課（10階）（担当者：那須、西本）

E-mail：nasu-t2v3@mlit.go.jp、nishimoto-t87s3@mlit.go.jp

TEL：03-5253-8111（内線25634）

FAX：03-5253-1560

4. 業務

(1) 業務概要

国土交通省技術基本計画等に位置付けられている国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するために平成25年度に創設した交通運輸技術開発推進制度において、「離島の交通支援のためのシームレス小型船システムの開発」について研究開発を実施する。

(2) 業務内容

1) 平成26年度に実施した社会実験の結果等を踏まえた、システムの改善の方向、システムの観光交通としての利便性等の検討

平成26年度に実施した社会実験の結果等を踏まえ、システムの利便性、効率性を向上する上での改善の方向性を検討する。その上で、十分な観光需要を期待でき、

シームレス輸送により利便性の向上する地域を検討の対象としてシステムの観光交通としての利便性、システムの受容可能性等について考察し、また実際のコストに関する情報を収集し、離島観光事業に本システムを利用する際の課題を明らかにする。

2) 分析・評価・とりまとめ

シームレス小型船システムの開発及調査やシミュレーションを通して、離島の交通の改善方策について段階的に知見・データ収集をおこなった結果を踏まえ、分析・総合評価を行い、とりまとめを行う。

(3) 履行期限 平成 28 年 3 月 22 日

(4) 成果品

研究開発によって得られた成果について、報告書 3 部及び DVD-R に保存した電子ファイルを作成し提出すること。

(5) 資料の閲覧について

本事業内容については、企画提案をするにあたり必要となる資料（昨年度の業務成果等）については、当省において閲覧することができる。閲覧を希望する者は、担当者まで事前に連絡を取った上で、日程等を調整すること。

5. 提案書として提出を求めるもの

(1) 企画提案書 : 別紙 1

(2) パンフレット等 : 5 部 (提案主体の企業等概要が分かるもの)

(ただし昨年本制度における研究開発を実施した者については省略可)

(3) 通知書 1 部

・平成 25・26・27 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格等）に係る資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）の写し

6. 提案書の提出期限等

(1) 提出期限 平成 27 年 3 月 11 日（水）17:00 必着

(2) 提出方法

1) 5. (1) の提出方法

①府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による提出

別紙 1 を e-Rad ホームページ (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) よりダウンロードし、必要事項を記入の上、アップロードすることにより提出。

※詳しい応募・登録方法については、別紙 2 の【府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について】をご確認下さい。

※提出に当たっては事前に e-Rad への研究機関及び研究者情報の登録が必要です。

②持参又は郵送（簡易書留に限る。）による提出。

提出部数： 5 部及び DVD-R に保存した電子ファイル(別紙 1 を参考とし作成するもの)

提出先： 3. に同じ

※郵送による提出の場合でも、後日 e-Rad への登録を行うことが必要です。

2) 5. (2) ~ 5. (3) の提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により 3. 宛提出

7. 説明会の開催日時及び場所

(1) 説明会開催の有無 有 ・ 無

(2) 日時・会場

第1回：福岡説明会 平成27年2月9日（月）14時～15時

（於：福岡合同庁舎新館10階 中会議室）

第2回：仙台説明会 平成27年2月10日（火）14時～15時

（於：仙台第四合同庁舎2階 共用会議室）

第3回：東京説明会 平成27年2月13日（金）14時～15時

（於：中央合同庁舎第3号館4階 国土交通省総合政策局局議室）

※参加される場合は、平成27年2月5日17時迄に、以下のメールアドレスに参加希望の旨をご連絡ください。

【連絡先】国土交通省総合政策局技術政策課 交通運輸技術開発推進制度担当

E-mail : g_PLB_GAN@mlit.go.jp

（メールの件名を「第●回交通運輸技術開発推進制度説明会参加申し込み」として下さい）

8. ヒアリング実施の有無

必要に応じて実施します。

9. 提案書を特定するための評価基準

次の評価基準に基づき、提出された提案書について企画競争委員会により審査が行われます。

(1) 会社概要

・本調査事業の実施主体としての適格性を有していること。

(2) 実施体制

・本業務を適切に実行できる実施体制となっていること。

・本業務の実施期間において、実施者の他業務との兼務状況が本件業務の遂行に支障を生じる恐れのないものであること。

・本業務の実施者としての適格性を有していることが、研究実績等から判断されること。

(3) 企画提案書

・事業目的・内容について十分に理解していると判断されること。

・提示された予算内で最大限の成果が確保されると判断されること。

・業務を適確に実施できる実行程・手順であること。

・研究開発の効率性があること。（研究目標を達成するために適正な研究計画、研究手法及び研究の人員・組織体制を有するものであるか。）

10. 不明な点がある場合の受付窓口等 3. に同じ

11. 書類等の作成に用いる言語、通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

12. 仕様書案作成の要否 必要 ・ 不要

13. 概算予算額は、15百万円（消費税含む）を上限とします。参考見積書を提出して下さい。

(様式自由。消費税は8%として計算すること。)

14. 企画競争実施に際しての留意事項

(1) 評価基準に基づき最適な提案書を特定した際は、書面により提案書を提出したもののうち、提案書を特定しなかった応募企業等に対して、特定しなかった旨及び希望する応募企業等には特定しなかった理由(以下、「非特定理由」という。)について書面により通知するものとします。

なお、非特定理由の説明は、実施機関の説明責任を果たす主旨であり、特定手続や契約手続の執行を妨げるものではありません。

(2) 企画競争の実施結果として、次の項目について、(1)の通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までは公表するものとします。

1) 採用した提案を行った企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日

2) 各企業毎の評価項目毎の評価得点及び合計点

(3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用することはありません。

(5) 特定しなかった提案書は原則返却します。(返却を希望しない場合は申し出て下さい。)

(6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがあります。

(7) 特定した提案書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において行政機関が取得した文書について、開示請求者の開示請求があった場合は、当該企業の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについては、開示対象となる場合があります。

(8) 特定された者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定したものであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではありません。なお、契約時には契約書を作成します。

(9) 特定された場合には業務担当課職員と十分協議を行いながら業務を進めていただきます。

(10) 最高得点者の評価結果の得点が6割に満たない場合は、中止又はその他の方法による場合があります。

(11) 本請負業務から発生した発明等に係る知的財産権(無体財産権)は、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条を適用し、原則として受託者側に帰属しますが、受託者が当該知的財産権を相当期間活用していない場合であって、受託者以外の第三者が当該知的財産権を活用したい旨申し出た場合には、当該知的財産権を利用する権利を無償譲渡、無償使用させることを許諾する旨を契約書に盛り込むこととします。

(12) 本手続きは、平成27年度政府予算案が成立し予算示達がなされることを前提に実施するものであり、予算が成立しなかった等の場合には契約締結ができない場合があります。

また、暫定予算となった場合においては、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約となる場合があります。

(13) 本手続きは委託契約を予定しており、事業完了後には精算行為が生じる事となります。

以上

企画提案書 記載要領

- 本記載要領では、企画提案書の様式と記載にあたっての注意事項等を紹介します。

『平成 27 年度交通運輸技術開発推進制度における「離島の交通支援のためのシームレス
小型船システムの開発」』

企画提案書

提案者氏名			
所属機関 部署及び役職名			
所在地	〒		
電話番号		F A X	
E-mail			

研究実施にあたっての基本方針・考え方

「企画競争実施の公示」「説明書」等を十分に理解した上で、提案主体として、実施の目的及び実施にあたっての基本方針・考え方を整理し、記述してください。

業 務 実 施 内 容

以下の各項目について、下記事項を具体的に記載してください。

- 実施方針・方法
- 期待される成果
- その他、業務の効果を上げるための配慮・工夫等

- 1) 平成 26 年度に実施した社会実験の結果等を踏まえた、システムの改善の方向、システムの観光交通としての利便性等の検討
- 2) 分析・評価・とりまとめ

研 究 実 施 体 制

1. グループ研究の必要性

複数の機関で研究を実施する場合は、その必要性が分かるように、各機関の役割分担を簡潔に記述してください。

2. 実施体系図

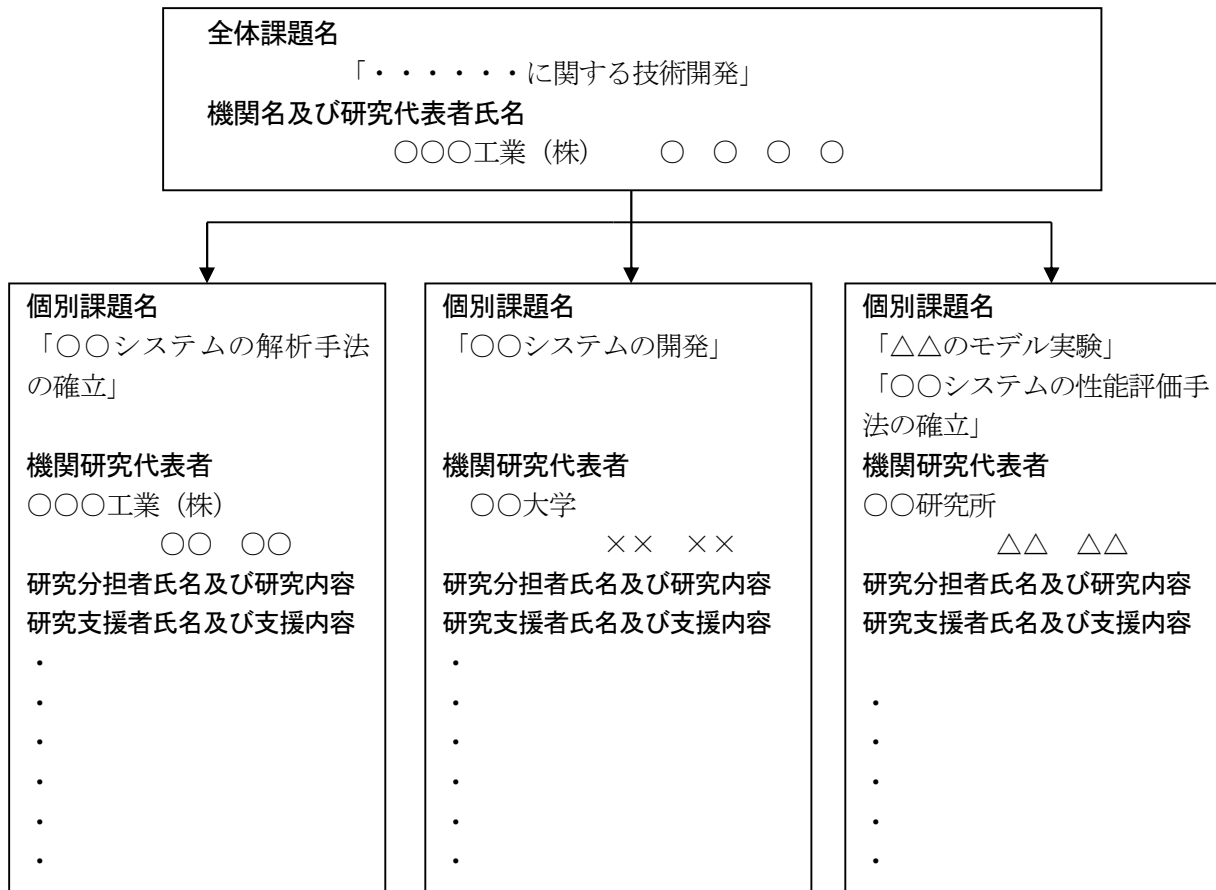
研究代表者と各個別機関の研究実施体制及び当該機関の役割をフローチャートで分かりやすく作成してください。

【必須項目】

- ① 応募課題に関する事項
 - ・ 全体課題名
 - ・ 機関名及び研究代表者氏名
- ② 各個別機関（研究代表者所属機関を含みます）
 - ・ 個別課題名
 - ・ 機関名及び機関研究代表者氏名
 - ・ 研究分担者氏名及び研究内容
 - ・ 研究支援者氏名及び支援内容

※研究支援者とは、研究者以外の研究補助者、技能者および研究事務その他関係者をいう。

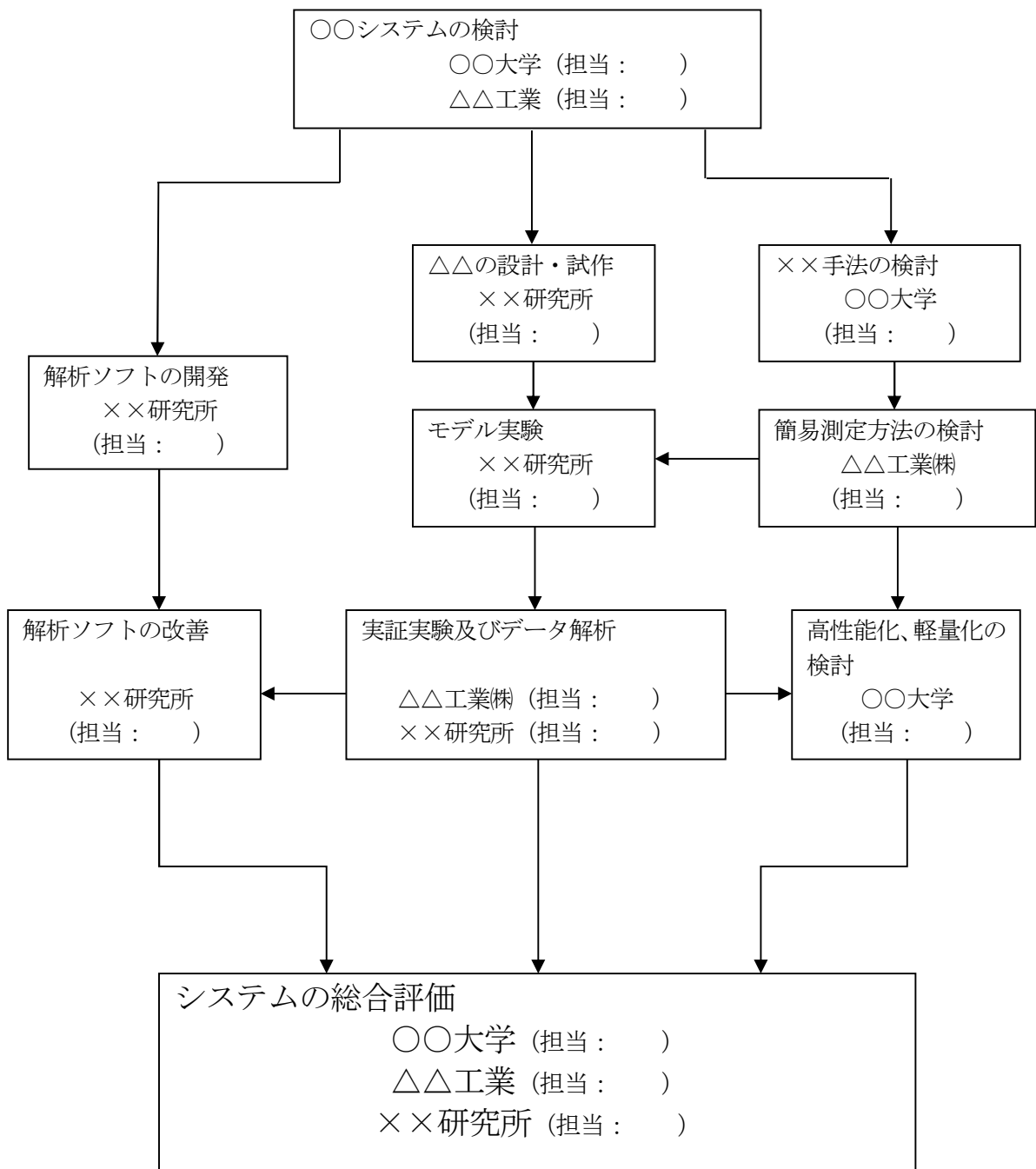
記載例)



研究実施フローチャート

研究全体の流れが分かるようなフローチャートを作成してください。

記載例) この例はあくまでも参考ですので、これにとらわれず自由に作成して下さい。



研 究 課 題 の 予 算

研究にかかる各費用について、記載してください。

(単位：百万円)

経 費 見 込 額	総計	13.00
	直接経費	10.00
	物品費	3.00
	設備備品費	2.00
	(内容)	
	(例) ○○装置	2.00
	消耗品費	1.00
	(内容)	
	(例) ○○装置	1.00
	人件費・謝金	3.00
	人件費	2.00
	謝金	1.00
	旅費	
	その他 (内訳)	4.00
	印刷製本費	0.50
	会議費	0.50
	通信運搬費	0.50
	光熱水料	0.50
	特許関連経費	0.50
	外注費※	1.50
間接経費 (直接経費の30%相当)	3.00	

(注)

- ・研究開発全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記述してください。
- ・間接経費は、直接経費の30%相当で計上することになります。千円単位を切り捨て、万円単位で記載願います (少数第2位まで記載)。

※外注費を計上する場合には、以下に概要を示してください。

外注する内容：○○に関する解析	予算額：○.○○百万円
外注内容：○○○	

※主な機器設備、プログラムソフトの購入費及びプログラムソフトの開発費については、予定金額が100万円以上（間接経費を含まない）の場合、品名、仕様、用途及び予定金額を記入して下さい。（複数ある場合は表をコピーして記入して下さい）

品名	
仕様	
用途	
予定金額（百万円）	

※各個別機関毎の予算において、人件費が直接経費の総額で50%を超える場合は、詳細な理由を記述して下さい。

研究者の経歴等

ふりがな 研究者氏名				
所属機関 及び役職名				
生年月日	(西暦)	研究者 番号 ^{注2}		
専門分野 ^{注3}				
学 位	機関名		取得年	
	学 位		専 攻	
研究経歴 ^{注4}	年 月	職 名	研 究 歴	
発表論文等 ^{注5}	著 者	発表論文・著書名	掲載誌・巻号等	発表年月
受賞歴 ・表彰歴				

平成 27 年度における他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無

(財団法人の研究助成事業等、国以外が行っている助成制度も含む。また、現在応募中及び応募予定の課題についても記載すること。)

研究制度名	研究開発課題名	研究資金の額 (単位：百万円)	研究期間	イフォート
〇〇制度 (△△省)	〇〇に関する研究開発	△△	H〇〇～ H〇〇	30%
△△制度 (□□省)	△△に関する研究開発 (応募中)	□□	H〇〇～ H〇〇	20%

本研究開発課題に対するエフォート：

エフォート (%)

※ エフォートは当該年度の研究者の全体時間を 100% とし、当該研究業務に必要とする時間の配分率を記入して下さい。

注1：本用紙はe-Rad応募基本情報の【研究組織情報】に記載した研究者全員分を作成してください。

注2：研究者番号は、e-Radの登録番号を記載してください。

注3：専門分野は、できるだけ詳細に記載して下さい。（例：土木工学－海洋水理学－波動数値解析）

注4：研究経歴については、これまで研究されてきた事項を記入するとともに、事項毎に、主な成果について記入して下さい。

注5：最近5カ年間の主な研究論文及び著書について、発表論文・著書名、掲載誌・巻号、発表年等を、記入して下さい。研究経歴及び発表論文リストは適宜記入欄を追加して、できる限り詳しく記載して下さい。

平成 年 月 日

共同研究実施届

国土交通省 様

平成〇年〇月〇日付公示の「◆◆◆」の企画競争の実施に関し、〇〇は、〇〇を研究代表者として、〇〇、〇〇及び〇〇と共同して、責任をもって業務の遂行にあたりますことを届け出ます。

研究代表者（又は構成員） 住所
機関名
代表者 氏名 印

注）研究代表者、構成員とも提出して下さい。

共同研究体協定書

(目的)

第1条 当該共同研究体は、国土交通省総合政策局に係る「〇〇〇〇研究」(以下「〇〇研究」という。)を共同連帯して行うことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同研究体は、〇〇共同研究体(以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、平成 年 月 日に成立し、〇〇研究の契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は解散することが出来ない。

2 〇〇研究の契約を締結することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該研究に係る契約が締結された日に解散することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、〇〇研究の履行に関し、共同体を代表して、国土交通省総合政策局及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約金の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品(契約書に規定する指定部分に係る成果品及び部分引渡しに係る成果品を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し国土交通省総合政策局と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し国土交通省総合政策局と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担研究)

第8条 各構成員の〇〇研究の分担（以下「分担研究」という。）は、次のとおりとする。
ただし、分担研究の一部につき契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇〇研究 〇〇株式会社

〇〇〇〇研究 〇〇株式会社

〇〇〇〇研究 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇研究の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 〇〇研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担研究に関し、国土交通省総合政策局及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(研究途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇研究を完了する日までは脱退することはできない。

(研究途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが研究途中において破産又は解散した場合には、国土交通省総合政策局長の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び国土交通省総合政策局長の承認を得て、新たな構成員を共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、〇〇研究につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇共同研究体構成員

代表者 〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）
の利用方法について

(1) システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、国土交通省総合政策局技術政策課にて受け付けます。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

交通運輸技術開発推進制度のホームページおよびシステムのポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。
なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○交通運輸技術開発推進制度のホームページ：

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei_safety_tk2_000007.html

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

（なお、研究者、研究機関への情報提供ページは、ポータルサイトの最下層にリンクを設けています）

（問い合わせ先一覧）

制度・事業に関する問い合わせ および提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	国土交通省総合政策局技術政策課 交通運輸技術開発推進制度担当	TEL：03-5253-8111（内線25634, 25616） FAX：03-5253-1560 E-Mail：g_PLB_GAN@mlit.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 （受付時間帯） 午前9:30 ～ 午後5:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

(2) e-Radシステムの使用に当たっての留意事項

① システムによる提案

システムによる提案は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受け付けます。

操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、提案

してください。

② e-Radシステムの利用可能時間帯

(月～金) 午前 6:00 から翌午前 2:00 まで

(土曜日) 午後 0:00 から翌午前 2:00 まで

(日曜日) 午後 0:00 から翌午前 2:00 まで

なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad システムの運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

研究者が機関を経由して提案する場合、研究代表者が所属する機関及び共同研究者が所属する機関は、提案時まで登録されていることが必要となります。

機関の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の提案の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

研究課題に提案する交付申請者および研究に参画する共同研究者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

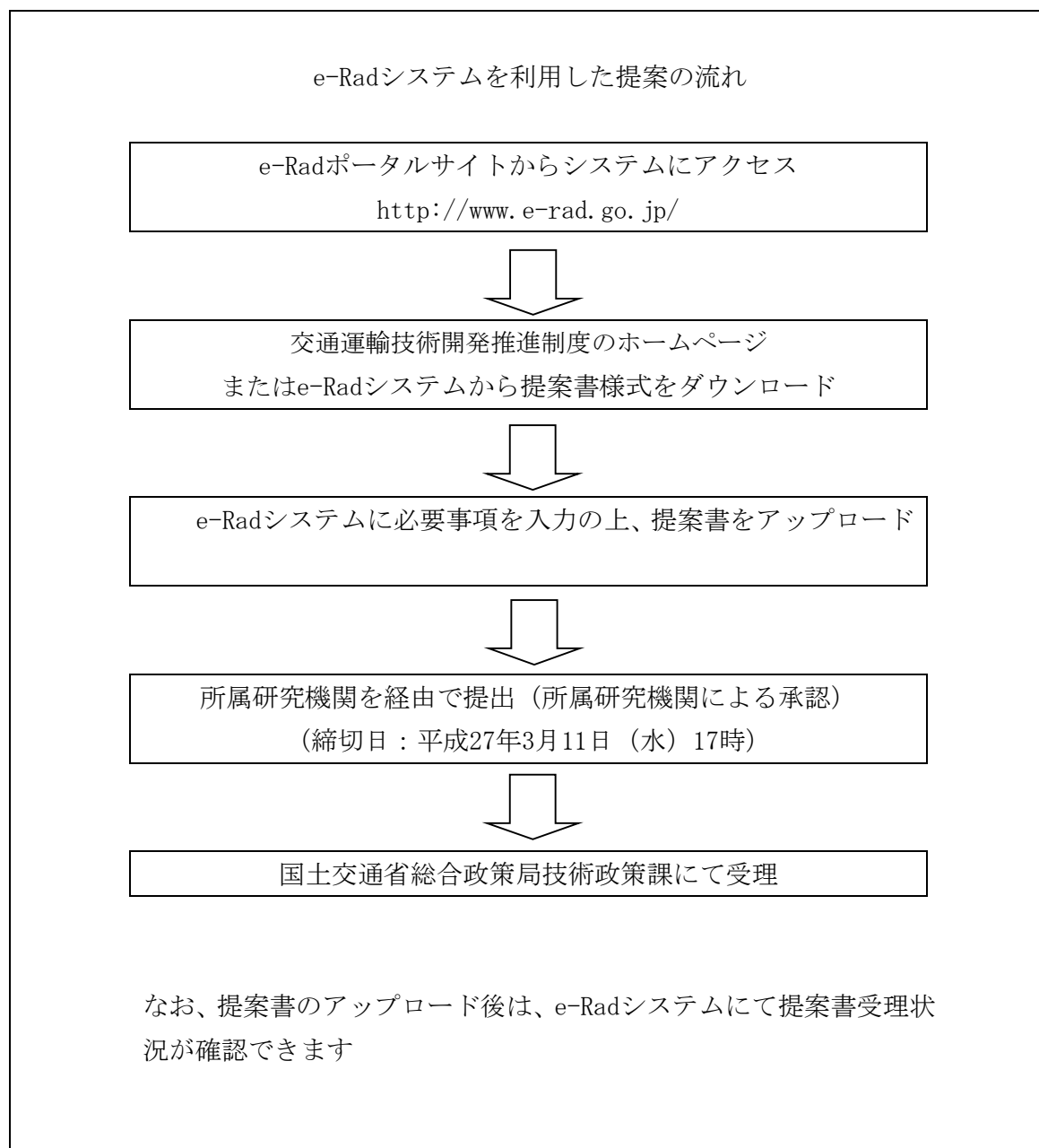
所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照してください。

⑤ 個人情報の取扱い

提案書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(3) e-Radシステムを利用した提案の流れ



(4) 提案書類の注意事項

ポータル サイト	http://www.e-rad.go.jp/
提出締切	平成27年3月11日（水）17時

注意事項													
<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの利用方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムを利用の上、提出してください。 e-Radシステムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。 												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類様式のダウンロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。 												
<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイル種別 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、提案してください。なお、Word、一太郎、PDFは以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ○ Word 2000以降 ○ 一太郎 Ver. 12以降 ○ Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.0以降 												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 画像ファイル形式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照してください。 												
<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイル容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国土交通省総合政策局技術政策課へ問い合わせてください。 <table border="1" data-bbox="453 1451 922 1621"> <thead> <tr> <th>ファイル</th> <th>最大サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果概要</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果報告書</td> <td>5 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> </tbody> </table>	ファイル	最大サイズ	公募	3 Mbyte	交付・委託契約手続き	1 Mbyte	成果概要	3 Mbyte	成果報告書	5 Mbyte	実績・完了報告書	1 Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3 Mbyte												
交付・委託契約手続き	1 Mbyte												
成果概要	3 Mbyte												
成果報告書	5 Mbyte												
実績・完了報告書	1 Mbyte												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書アップロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7システムの基本的な操作方法」を参照してください。 												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書アップロード後の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能で 												

<p>・受付状況の確認</p>	<p>す。所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。なお、所属研究機関承認後は、国土交通省総合政策局技術政策課へ修正したい旨を連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。 ・ 提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。
<p>・その他</p>	<p>上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Radポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。</p>